

委託設計書						委託方法	請負
所属部課名		街づくり部 みどりと花の課		設計年月日		令和 8年 1月 日	
部長	審議監	課長	補佐	補佐	担当	担当	担当 設計者
委託名称		公共緑地等管理委託					
委託場所		松戸市内一円					
年度科目		令和 8年度	委託期間		自 令和 8年 4月 1日 至 令和 9年 3月 31日		
委託価格		一金	円(単価合計)		設計内容審査済		

內訛表

公共綠地等

第 1 表

造園工

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	1.0			R01
経費		%				
＊＊1日当たり＊＊						

第 2 表

普通作業員

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	1.0			R02
経費		%				
＊＊1日当たり＊＊						

第 3 表

軽作業員

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽作業員		人	1.0			R03
経費		%				
＊＊1日当たり＊＊						

第 4 表

交通誘導員

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導員B		人	1.0			R08
経費		%				
＊＊1日当たり＊＊						

第 5 表

普通トラック運転工

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
普通トラック損料	2t	h	6.0			M01
軽油		L	23.4			T01
経費		%				
＊＊1日当たり＊＊						

第 6 表

草刈機

カッタ径255mm

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
肩掛式草刈機損料	1.8ps カッタ径255mm	日	1.00			M02
ガソリン	レギュラー	L	3.90			T02
経費		%				
＊＊1日当たり＊＊						

第 7 表 刈込機運転 1.2ps 1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
刈込機損料	1.2ps	日	1.00			M03
ガソリン	レギュラー	L	4.68			T02
経費		%				
＊＊1日当たり＊＊						

第 8 表 リフト車 12m 1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
リフト車損料	ブーム型(直伸・屈折式)12m	h	6.0			M05
軽油		L	21.6			T01
経費		%				
＊＊1日当たり＊＊						

第 9 表

チェーンソー運転工 350mm

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	L	2.28			T02
チェーンソー損料	350mm	日	1.00			M06
経費		%				
＊＊1日当たり＊＊						

第 10 表

耕運機

0.4t

1日当たり

名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
耕運機損料	0.4t	h	6.0			M16
軽油		L	4.8			T01
経費		%				
＊＊1日当たり＊＊						

公共緑地等管理委託仕様書

本委託は、設計書、標準年間管理計画表、契約書及び本仕様書によるものとする。

第1章 本委託業務の目的

＜第1条＞

本委託業務は、公共緑地等の状況を把握し、適宜措置を講ずることで、当該委託場所を良好な状態に保つように維持管理することを目的とする。

第2章 作業場所

＜第2条＞

作業場所は松戸市内の緑地等17か所(別添図面、一覧表参照)他とする。

第3章 作業内容

第1節 巡回・清掃

＜第3条＞

公共緑地等が良好な状態を保つことが出来るよう巡回を行うこと。また、その際に適宜清掃を行い、都市美觀・緑地の美化に努めること。

＜第4条＞

清掃とは、本委託業務の作業場所内において、ゴミ、吸殻などを取りこぼしのないよう集めることとする。

＜第5条＞

巡回は主として次に掲げる事項に留意して行うこと。また、次に掲げる事項については、確認次第市担当者に報告し、指示を受けること。

〔敷地〕

- ・雑草が繁茂し、美觀の阻害、樹木などの生育阻害や病害虫の発生、犯罪や火災の発生の原因になる恐れのある箇所
- ・土地の崩落等地形の異状またはその兆候
- ・粗大ゴミ等の不法投棄物

〔樹木〕

- ・区域を越えて民有地に侵入している枝

- ・道路照明灯の光を阻害している枝
- ・道路を通行する車両、歩行者等の障害となる枝
- ・道路標識等の確認の障害になる枝
- ・架空電線または架空電話線に接近、または接触している枝
- ・病害虫に侵され、回復が見込めない枝
- ・枯枝や、折れて落下する恐れのある枝
- ・枯損木、腐朽菌によるキノコの発生、幹や根元の大きな腐朽・空洞、幹の不自然な揺れ・傾き等の異状のある樹木

〔工作物〕

- ・設置箇所および設置状況に異変が生じている工作物
- ・老朽化およびその他の理由で、損傷や破損が見受けられる工作物

＜第6条＞

巡回とともに、適宜清掃、落葉等の回収を行い、敷地の美化に努めること。

第2節 除草・草刈

＜第7条＞

雑草の発生に起因する美観の阻害、犯罪や火災の発生、粗大ゴミ等の不法投棄、樹木などの生育阻害や病害虫の発生を防止し、緑地内の安全性と快適性の向上に努めること。

＜第8条＞

作業にあたっては、作業の実施の必要性、作業箇所の優先度を市担当者と協議すること。

＜第9条＞

除草

- ・主に植栽地の中について実施し、根株を残さないよう人力で抜き取ること。
- ・既存の樹木を傷めないように注意しながら作業を行うこと。
- ・除草跡はきれいに整地し、凸凹のないようにすること。

＜第10条＞

草刈

- ・草刈は基本的に肩掛式草刈機により実施するものとし、状況により人力草刈を併用すること。
- ・刈りむらのないように均一に刈り込むこと。
- ・作業は既存の樹木を傷つけないよう十分注意すると共に、人畜車両等に損傷を与えないよう安全対策に努めること。特に小石の跳ね飛ばし対策を十分に講じること。

- ・刈り草等は残らないように集積、処分すること。

第3節 中高木せん定・伐採

＜第11条＞

樹木の健全育成を促すとともに、美観の形成、倒木や枝の落下等による事故の防止、民有地・信号機・道路標識・道路照明灯等に対する障害の防止を行い、緑地内の安全性の向上と美化に努めること。

＜第12条＞

中高木せん定

樹木の枝が下記の状況またはそれに近い状況にある場合は、市担当者と協議のうえ、せん定を行うこと。

- ・区域を越えて民有地に侵入している枝
- ・道路照明灯の光を阻害している枝
- ・道路を通行する車両、歩行者等の障害となる枝
- ・道路標識等の確認の障害になる枝
- ・架空電線または架空電話線に接近、または接觸している枝
- ・病害虫に侵され、回復が見込めない枝
- ・枯枝や、折れて落下する恐れのある枝

＜第13条＞

せん定した際に、切り口が大きい場合には殺菌剤を塗布し、腐れ、病気を予防すること。

＜第14条＞

中高木伐採

枯損木、腐朽等が原因で倒木の危険性のある樹木は市担当者と協議のうえ、伐採を行うこと。

＜第15条＞

せん定・伐採作業は周辺樹木、施設、工作物等に損傷が起きないように注意して行うこと。

第4節 低木刈込

＜第16条＞

低木刈込は、車両の見通しの状況等留意したうえで年1回行うこと。また、花木類の刈込については、花芽の分化時期に留意すること。

第5節 花壇基盤整備

＜第17条＞

公共用地等での市民参加の花壇づくりを支援するため、土地の掘削、耕運・客土、枠組み施工等の基盤整備(設置・撤去)及び花の植替えに伴う作業を行う。作業上必要となる原材料は別途支給する。

＜第18条＞

その他の作業を行う場合は、市担当者と協議すること。

第6節 ゴミの処理

＜第19条＞

本委託業務により発生するゴミ(可燃ゴミ、せん定枝、草等)については分別を行い適正な処理をすること。また、処分したゴミの計量伝票(重量記載)の写しを報告書と一緒に提出すること。

＜第20条＞

せん定枝や刈草等の運搬にあたっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

＜第21条＞

ゴミ処分量は13, 500kgを予定数量とする。

第4章 その他

第1節 作業班の構成

＜第22条＞

作業班の構成は、必ず造園工または普通作業員を配置し、当日の作業内容に応じて軽作業員も配置すること。

第2節 作業時間

＜第23条＞

作業時間は当日の作業に要する時間に加え、作業の準備に要する時間、作業の後片付けに要する時間を含めた時間とし、昼休み1時間を除いた計8時間とする。

＜第24条＞

作業の開始時間と終了時間は、原則として午前8時から午後5時とするが、市が認めた場合は変更することができる。

第3節 予定作業日数

＜第25条＞

造園工1人、軽作業員2人、トラック1台の作業班構成により25日、及び普通作業員1人、軽作業員2人、トラック1台の作業班構成により15日、計40日を予定作業日数とする。ただし市が必要と認めた場合は作業班の構成を変更することがある。

第4節 安全対策

＜第26条＞

受託者は関係法規の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害の発生の防止に努めること。近年、夏期が猛暑となることが多いことを鑑み、熱中症対策については特に留意すること。また、第三者に業務による損害を与えないよう十分な対策を講じること。

＜第27条＞

作業に従事する者は、必要に応じてヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じること。

＜第28条＞

作業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を与えた事故、または、第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、受託者の責任において所要の措置を講じるとともに、事故の状況等を遅滞なく市担当者に報告すること。

第5節 作業報告

＜第29条＞

作業を実施する日は、必ず朝9時までに市担当課まで連絡し、当日の作業内容について報告し、必要に応じ指示を受けること。その後、現場の状況などにより、作業場所、作業内容、作業班の構成等に変更が生じる場合は、その都度市担当者に報告すること。また、作業終了時には、そ

の日の作業状況について報告すること。

＜第30条＞

報告書の作成に当たっては、作業日毎に、作業日報及び当日の代表的な作業の作業前・中・後の写真帳を作成し、各月末に提出すること。

＜第31条＞

作業日報には以下のことを明記すること。

- ・委託名称
- ・作業日
- ・作業時間
- ・天気
- ・作業班構成(作業員名含む)
- ・作業場所
- ・作業内容
- ・ゴミの処理(量、内容、搬出先)
- ・市連絡担当者名

＜第32条＞

受託者は各月末までに翌月に行う作業の予定を市担当者に報告し、市担当者の承認を受けること。

第6節 記録写真

＜第33条＞

作業を行う際には、各作業場所毎(同一作業場所で複数の内容の作業を行う場合はそれらの作業内容毎)に、同一の構図で作業前・中・後の写真を撮影すること。ただし巡回作業における記録写真は作業中のみとする。

＜第34条＞

写真の撮影に際しては、以下に示す項目を黒板等に明記し、被写体とともに写し込むこと。

- ・委託名称
- ・作業場所
- ・作業内容
- ・撮影日、撮影時間
- ・作業進捗状況(作業前・中・後の種別)

また、撮影に際しては、各作業日毎に下記項目が写真によって確認できるよう留意すること。

- ・作業人員の配置状況
- ・作業中に使用した機材の使用状況
- ・ヘルメットや安全帯の着用等の安全対策

・交通誘導員を配置した場合、その配置状況

＜第35条＞

撮影した写真は電子媒体または紙媒体で当該委託の翌年度末まで整備・保管しておくこと。

第7節 休日の作業

＜第36条＞

原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は作業を実施しないものとする。ただし市が必要と認めた場合はこの限りではない。

第8節 関係法規の遵守

＜第37条＞

受託者は業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規定を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

第9節 疑義の解決

＜第38条＞

受託者は、契約に定める事項について疑義を生じた場合は発注者と協議をすること。

第10節 地元住民の対応

＜第39条＞

受託者は、業務に関し、地元住民等から要望などがあったとき、または交渉を要するときには、遅滞なく市担当者に報告し、指示を受けること。

第11節 本仕様書に記載のない事項

＜第40条＞

本仕様書に定めのない事項は市担当者の指示によるものとする。

標準年間管理計画表(公共緑地等管理委託)

No.	箇所名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	達摩遺跡	—		—		—		—		—	—
2	行人台緑地	—	==					—			
3	千駄堀処分場通り	—	==				—				
4	常盤平北口緑地	—	—			—	—	—	—	—	
5	牧の原緑地	—	==				—	
6	六高台5丁目遊歩道	—	==				—				
7	馬橋相坪緑地	—	==				—				
8	北松戸1丁目緑地	—	==				—				
9	登校橋緑地	—	==				—				
10	北谷台2号緑地	—	==				—				
11	梨香台緑地	—	==				—				
12	伊勢丹周辺植栽地	—	==				—				
13	本町地区坂川沿い植栽地	—	==				—				
14	五香西2丁目緑地	—	==				—				
15	河原塚2号緑地	—	==				—				
16	五香立体緑地	—	==				—				
17	もとやま会館隣接緑地	—	—			

巡回 清掃 草刈・除草 == 剪込み 高木せん定

※上表の他に苦情・要望等により別途作業をお願いすることがあります。

※緑地内において園芸活動団体が植物を育成しているため、作業にあたっては当該団体と調整をすること。

公共緑地等配置図

